

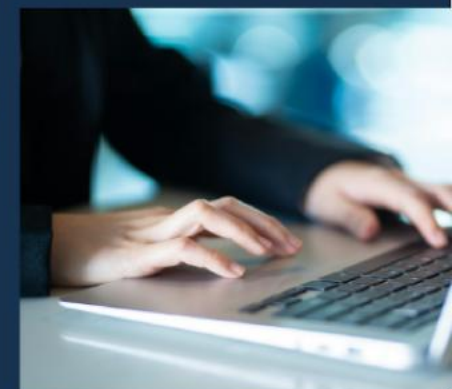
外国人を雇用する企業の人事・実務担当者様へ（全業種対応）

技人国ビザで「不許可」が連発

許可が出ない3つの類型と、入管庁「対比表」の読み方

この資料でわかること

- ・これまで通っていた申請が不許可になる「3つの類型」
- ・入管庁が公表した特定技能との対比表（5業種）の読み方
- ・「関連業務」「研修の一環」という説明はどこまで通用するか
- ・企業が今すぐやるべき自社チェック5項目



不許可が連発している「3つの類型」 — 本資料はこの順に解説します

① 虚偽申請型

論外・犯罪

技人国該当性のある業務内容と謳って申請し、実際には現場作業に就かせる。在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪に該当する完全な不法就労。

→ P10で解説

② 誤認型

不許可が連発

「〇〇管理」「指導業務」「店長業務」「接客業務」を技人国該当業務と誤認しているケース。これまで許可が出ていた配置でも不許可が相次いでいます。

→ P4～7で解説

③ 混在型

実態上頻発・最も危険

該当業務と現業が混在し、申請書には該当業務のみ記載。例：1日6時間は通訳翻訳だが、残り2時間は「関連業務」として現業作業をしている。

→ P8～9で解説

実務上、不許可が連発しているのは②と③です。

これまでは許可が出ていたケースでも、近時は不許可が相次いでいます。②③も実態次第では①と同様に刑事リスクに発展し得ます。

なぜ審査が厳格化されたのか — 2つの背景

背景① 制度趣旨との乖離

技人国は本来、大学等で学んだ専門知識を使う仕事のための在留資格です。ところが人手不足を背景に、「生産管理」の名目でライン作業、「国際業務」の名目でホテルのレストラン業務——本来は現場作業の仕事に技人国を充てる偽装就労が広がりました。こうした運用が緩やかに許容されてきた時代は、終わりました。

背景② 受け皿（特定技能）の整備

かつては「現場の仕事を任せられる在留資格がない」という事情がありました。しかし今は、現場業務のための在留資格である特定技能が整備され、対象分野も拡大しています。現場業務は特定技能で、専門業務は技人国で——国が用意した役割分担が明確になったからこそ、技人国に現場業務を紛れ込ませる理由がなくなった。これが厳格化の構造です。

「悪用が広がった」×「正規の受け皿ができた」。この2つが揃った以上、審査が元に戻ることは考えにくい状況です。

「その業務、技人国ではありません」

「〇〇管理」「指導業務」「店長業務」「接客業務」——これらを技人国の該当業務と考えていませんか。

これまではこうした業務でも許可が下りていた例が多くありました。しかし、いわゆる「なんちゃって管理」や「一店舗に留まる店長業務」に、技人国の該当性はありません。

原則の確認

技人国は「学術上の素養を背景とする一定水準以上の専門的能力を必要とする活動」のための在留資格。求人採用基準に「未経験可、すぐに慣れます」と記載できるような業務内容は認められません。

判断に迷ったときの「目安」

現場業務でも専門的な能力が必要な業務は多く、線引きは簡単ではありません。一つの目安として——その業務が、学問的な知識を要さなくても「5年、10年」続ければ誰でも専門的な業務者になれるのであれば、それは技人国には該当しないと言えます。

誤認を正す道具 — 入管庁が公表した「対比表」

特定技能の受入分野では、特定技能1号・2号と技人国の業務区分が分かりにくく、技人国の方が実態として特定技能2号に該当する業務を行っているケースが従来よくありました。こうした中、2026年に入管庁が「在留資格『技術・人文知識・国際業務』と『特定技能』の違いについて」として、5業種の対比表を公表しました。

対比表に共通する構造

作業する	→ 特定技能1号
指導しながら作業する・工程管理	→ 特定技能2号
設計・企画・経営・指導監督	→ 技人国

この表の意味

審査官も企業側と同じ表を見て判断します。申請書に書いた職務内容がこの表のどこに当たるのかが、今後の審査の物差しになります。同時に「受け皿」も示されました。技人国で認められない仕事は、特定技能なら正面から認められます。

※本対比表は想定される主な活動の概略を整理したものです。表に記載のない業務が直ちに認められないという意味ではなく、個別の許可判断は在留資格該当性・上陸許可基準への当てはめにより行われます。

対比表で答え合わせ — 宿泊業／外食業

宿泊業（ホテル・旅館）

特定技能1号	フロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務
特定技能2号	複数の従業員を指導しながら行うフロント、企画・広報、接客、レストランサービス業務
技人国	フロント、企画・広報

読み方：技人国の欄に「接客」「レストランサービス」が入っていません。入管庁の整理では、ホテルの接客・配膳は特定技能の仕事です。

外食業（飲食店）

特定技能1号	飲食物調理、接客、店舗管理
特定技能2号	飲食物調理、接客、店舗管理、店舗経営
技人国	複数店舗の店舗管理、店舗経営、企画業務

読み方：技人国は「複数店舗の」管理・経営・企画。1店舗の店長業務、調理、接客は特定技能側に整理されています。

2業種に共通するのは、これまで技人国の定番だった「接客対応」「店長候補」という採用名目が、対比表では特定技能側に整理されたことです。同じ名目での更新申請は、この表を物差しに審査されます。

※対比表は想定される主な活動の概略です。個別の許可判断は在留資格該当性等への当てはめによります。

対比表で答え合わせ — 製造業／自動車整備業／建設業

工業製品製造業

特定技能1号	製造工程・組立工程の作業
特定技能2号	複数の作業員を指導しながら行う製造工程・組立工程の作業、工程管理
技人国	設計、プログラミング、技術開発

読み方：「工程管理」は特定技能2号側。「生産管理」「品質管理」名目の申請が通らなくなっている背景がこの整理です。

自動車整備業

特定技能1号	自動車の日常点検整備等の基礎的な業務
特定技能2号	他の要員への指導を行いながら行う自動車の日常点検整備等の一般的な業務
技人国	整備士・整備工の指導監督、自動車整備主任者

建設業

特定技能1号	指導者の指示・監督を受けながら行う土木作業等
特定技能2号	複数の建設技能者を指導しながら行う土木作業等、工程管理
技人国	建築設計、設計監理、建築積算

読み方：技人国は設計・設計監理・積算という「デスクと図面」の仕事。工程管理は特定技能2号です。「施工管理」名目でも実態が現場作業を伴うなら危険信号です。

「指導」の意味も別物です
特定技能2号の「指導しながら自分も作業する」と、技人国の「指導監督」は別物として整理されています。指導しながら整備・現場業務も行う働き方は、技人国にはなりません。

一番危ないのはこれ — 「関連業務だから大丈夫」ではない

典型例と、なぜ危ないのか

- 1日6時間は通訳翻訳、残り2時間は「関連業務」として現業作業——このパターンが実態上最も多い
- 技人国の方の現業作業が許容されるのは、臨時的・例外的な場合のみ（繁忙期に一時的に手伝うレベル）
- 毎日決まって2時間、シフトに組み込まれた現業は「臨時」ではなく「恒常」。認められていない活動を日常的に行っている状態です

申請書に書いていないことが、事態を悪化させる

- 混在型では、申請書に該当業務のみを記載しているのが通常。実態と申請内容が食い違っている状態です
- 更新審査等でこれが明らかになると、単なる不許可では済まない可能性があります
- 事案によっては虚偽申請と評価され、在留資格の取消しや、在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪の問題に発展するリスクも否定できません

「メインは専門業務だから、多少の現場作業は関連業務」と考えている会社が非常に多いのが実情です。判定の軸は業務の名目ではなく、臨時か恒常かです。

「研修の一環です」という説明は、どこまで通用するか

採用当初に日本人社員と同様のキャリアステップとして現場研修を行うことは、一定の場合に認められます。ただし条件があり、そして率直に言えば、この研修制度を悪用・濫用している企業が非常に多いのが実情です。

○ 認められる研修の条件

- 日本人社員も同じ研修を受けていること
- 将来従事する専門業務との関連があること
- 期間が合理的であること
- **研修終了後、必ず技人国該当性のある職務に就かせること（該当業務のポストを採用時点で設計しておく）**

× 研修とは評価されないケース

- 本音では現場作業をさせたいがために「研修」という名前を付けているだけ
- 「研修」と呼びながら何年も現場に置いている
- 日本人にはない、外国人だけの研修プログラムになっている
- 研修後も現場に残り続けている／該当業務のポストが社内に用意されていない

研修はあくまで「通過点」です。これらに当てはまる場合、それは研修ではなく、ただの現場配属と判断されます。

類型① 虚偽申請型と、②③に共通する刑事リスク

②③も他人事ではない — 不正取得罪・不法就労助長罪

虚偽申請型（①）が犯罪であることは当然として、重要なのは、誤認型（②）・混在型（③）についても実態次第で在留資格等不正取得罪・不法就労助長罪に該当し得るということです。

不法就労助長罪は「知らなかった」では免責されません。在留カードを確認していなかった、業務内容を把握していなかった——いずれも通用せず、過失があれば処罰の対象です。

2027年4月、法定刑が引き上げられます

5年以下

拘禁刑（現行3年以下から引き上げ）

500万円

罰金上限（現行300万円から引き上げ）

過失でも処罰

「知らなかった」は通用しない

執行猶予を付せるのは3年以下の言渡しの場合のみ（刑法25条1項）。法定刑が5年に上がることで、執行猶予の付かない実刑判決が現実的になります。

今すぐやるべき自社チェック5項目

① 職務内容の棚卸し

技人国社員の今の業務を1日単位で書き出し、対比表・許可時の申請内容と突き合わせる

② 業務割合の確認

該当性のある専門業務が主で、現業は臨時的な範囲か。シフトに現業が組み込まれていないか

③混在型のチェック

③ 業務の「名目」の再点検

〇〇管理・指導・店長・接客を該当業務として申請していないか

②誤認型のチェック

④ 派遣・出向者の実態把握

派遣先での実際の業務を、雇用主として書面と訪問で確認しているか

⑤ ズレが見つかった場合の是正

業務を許可範囲に戻すか、特定技能等の適切な在留資格へ切り替えるか。放置が最悪の選択です

よくあるご質問

Q1. 技人国の社員に、繁忙期だけ現場を手伝ってもらうのは問題ありませんか？

現業作業が許容されるのは臨時的・例外的な場合です。繁忙期に一時的に手伝うレベルであれば直ちに問題とはなりにくい一方、毎日シフトに組み込まれるなど恒常的に現業を行っている場合は、認められていない活動を日常的に行っている状態となります。（→ 類型③・P8）

Q2. 「生産管理」の職務内容で技人国を取得していますが、大丈夫でしょうか？

入管庁の対比表では、工業製品製造業の「工程管理」は特定技能2号側に整理され、技人国に想定される活動は設計・プログラミング・技術開発とされています。名目が「生産管理」「品質管理」でも、実態がライン作業や現場の工程管理であれば、更新時に厳しく審査される可能性があります。（→ 類型②・P7）

Q3. 業務内容が技人国に該当しないと分かった場合、どうすればよいですか？

選択肢は大きく2つ。業務を許可された範囲に戻すか、特定技能など実態に合った在留資格へ切り替えるかです。放置して更新審査等で発覚した場合のリスクが最も大きいため、早期の是正が重要です。（→ チェック⑤・P11）

まずは職務内容の棚卸しから — 無料「適合性レビュー」

本資料のポイント

不許可連発は3類型（①虚偽申請型／②誤認型／③混在型）。目安は「未経験可の求人・経験年数だけで誰でも到達できる業務は技人国に該当しない」。入管庁の対比表は「作業＝1号／指導・工程管理＝2号／設計・企画・経営・指導監督＝技人国」。現業は臨時なら許容の余地、恒常ならアウト。②③も実態次第で刑事リスクがあり、2027年4月から法定刑が引き上げ。ズレの放置が最悪の選択です。

技人国で社員を雇用中の企業様へ — 業務内容と在留資格の「適合性レビュー」（無料）

対象社員（3名まで・サンプル診断）の職務内容を、本資料の3類型・対比表に照らして3段階でリスク判定し、対応の選択肢（業務再設計／特定技能移行／配置転換）を所見1枚にまとめてお渡しします（オンライン可・約60分）。

リスクの程度に応じて、正式サポートへお進みいただけます

全社員分の職務内容の棚卸（調査シートによる正式診断・3段階分類・是正方針のご提案）／在留資格申請サポート（認定・変更・更新のフルサポート）／特定技能への切替え支援／顧問契約（相談対応・制度改正情報・定期チェック）／人事担当者向け社内勉強会（45分・無料）

お申し込み・お問い合わせ

メール contact@touch.or.jp ／ お電話 048-400-2730（埼玉）・03-6825-0994（東京）まで「適合性レビュー希望」とご連絡ください。当法人の概要・実績は次ページをご覧ください。

※まずは個別のご相談のみでも承ります（初回30分・無料、オンライン可）

会社概要

埼玉オフィス

〒330-0802

埼玉県さいたま市大宮区宮町1-86-1
1大宮イーストビル5階

東京オフィス

〒103-0027

東京都中央区日本橋3-9-1
日本橋三丁目スクエア2階
CROSSCOOP内

事務所名 行政書士法人タッチ
(特定技能登録支援機関)

所属会 埼玉県行政書士会
東京都行政書士会

代表社員 湯田一輝

職員 行政書士及び行政書士有資格者（7名）
通訳スタッフ（10名）

業務内容

- 外国人在留資格申請
- 対日投資に関する支援業務
(経営管理ビザ, 対日投資コンサルティング等)
- 外国人材の雇用・管理業務
(外国人雇用の業務監査, 支援業務等)

メールでのお問い合わせ contact@touch.or.jp

お電話でのお問い合わせ

埼玉オフィス

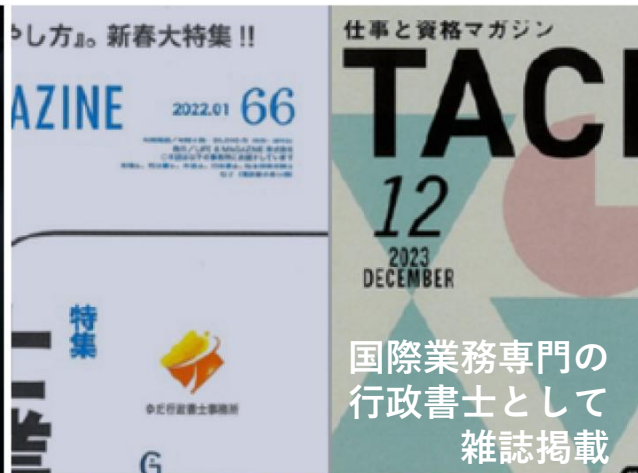
048-400-2730

東京オフィス

03-6825-0994



累計相談件数
10,000件超



セミナー実績
30件超



企業様の
不法就労対策として
講義活動に従事

実績
achievement



対応実績件数
3,000件超



外国特派員協会(FCCJ)にて
外国人政策について
実務家の立場から会見



ビザ・帰化の専門家として
取材歴多数



対応国数
50か国・地域以上



Googleクチコミ
4.9



行政書士法人タッチ
Touch Immigration Law Firm